

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規則

ページ

- 北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則【環境局環境監視部環境監視課】 3
- 北九州市中小企業団体共同施設等の設置及び撤去に関する補助金交付規則の一部を改正する規則【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】 5

◇ 告示

- 徴収事務の委託（2件）【産業経済局総務政策部渡船事業所】 7
- 徴収事務の委託（2件）【八幡東区役所まちづくり整備課】 9

◇ 公告

- 市税過誤納金等充当通知書の公示送達【財政局税務部収税企画課】 11

◇ 訓令

- 北九州市高度情報化調整会議に関する規程を廃止する訓令【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】 13

◇ 上下水道局

- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（5件）【上下水道局下水道部下水道保全課】 14

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

水質汚濁防止法施行令等の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 排水に係る規制基準のうち、六価クロム化合物に係る基準を強化することにしました。
- 2 水の汚染状態を示す項目である大腸菌群数を大腸菌数に見直すことにしました。
- 3 北九州市公害防止条例で定める届出をした者に対し行う受理書の交付を廃止することにしました。

この規則は、1及び3については令和6年4月1日から、2については令和7年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市中小企業団体共同施設等の設置及び撤去に関する補助金交付規則の一部を改正する規則

一般事業と環境改善のための施設の撤去事業について、中小企業団体等の法人格の有無による交付基準額の区別を廃止することにしました。

この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 9 号

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市公害防止条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 1 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第 9 条を削り、第 1 0 条を第 9 条とし、第 1 1 条から第 1 4 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表第 2 の 2 規制基準の（1） 第 3 条に定める物質による排出水の汚染状態に係る規制基準の表の六価クロム化合物の項中「0. 5 ミリグラム」を「0. 2 ミリグラム」に改める。

別表第 2 の 2 規制基準の（2） その他の排出水の汚染状態に係る規制基準の表中

大腸菌群数 (単位 1 立法センチメートルにつき個)	日間平均 3, 0 0 0	を
大腸菌数 (単位 1 ミリリットルにつきコロニー形成 単位)	日間平均 8 0 0	に

改める。

別記様式中「第 1 4 条関係」を「第 1 3 条関係」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 1 号及び別表第 2 の 2 規制基準の（2） その他の排出水の汚染状態に係る規制基準の表の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 付則別表の有害物質の種類欄に掲げる物質について、同表の業種の欄に掲げる業種に属する指定工場等（北九州市公害防止条例（昭和 4 6 年北九州市条例第 5 4 号。以下「条例」という。）第 2 条第 9 項に規定する指定工場等をいう。以下同じ。）に係る排出水（同条第 7 項に規定する排出水をいう。以下同じ。）の規制基準（同条第 1 0 項に規定する規制基準をいう。以下

同じ。)は、この規則による改正後の北九州市公害防止条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第2の2の規定にかかわらず、この規則の施行の日から付則別表の期日の欄に掲げる日までの間は、同表の許容限度の欄に掲げるとおりとする。

- 3 この規則の施行の際現に設置されている汚水（廃液を含む。）に係る条例第2条第8項に規定する指定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する指定工場等に係る六価クロム化合物についての規制基準は、この規則の施行の日から6月間は、改正後の規則別表第2の2及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付則別表

有害物質の種類	業種	許容限度	期日
六価クロム化合物（ 単位 1リットルにつきミリグラム）	電気めっき業	0.5	令和9年3月31日
備考 業種の欄に掲げる業種に属する指定工場等が同時に業種の欄に掲げる業種以外の業種に属する場合において、当該指定工場等から排出される排出水の六価クロム化合物に係る規制基準については、許容限度の欄に掲げるものを適用する。			

北九州市中小企業団体共同施設等の設置及び撤去に関する補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第10号

北九州市中小企業団体共同施設等の設置及び撤去に関する補助金交付規則の一部を改正する規則

北九州市中小企業団体共同施設等の設置及び撤去に関する補助金交付規則（昭和51年北九州市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の一般事業の項中

「

法人格を有する中小企業団体	事業費の100分の20に相当する額（その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円）以内の額
法人格を有しない中小企業団体	事業費の100分の10に相当する額（その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円）以内の額

を

」

「

事業費の100分の20に相当する額（その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円）以内の額

に

」

改め、同表の環境改善施設撤去事業の項中

「

法人格を有する中小小売商業者団体	事業費の100分の20に相当する額（その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円）以内の額
法人格を有しない中小小売商業者団体	事業費の100分の10に相当する額（その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円）以内の額

を

」

「

事業費の100分の20に相当する額（その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円）以内の額

に

」

改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、補助対象事業に係る契約書に記載されたその事業の施行期間の初日（その日が当該契約書に記載されていない場合は、契約を締結した日。以下「施行期間の初日」という。）が令和6年4月1日以後である補助対象事業について適用し、施行期間の初日が令和6年4月1日前である補助対象事業については、なお従前の例による。

北九州市告示第 9 4 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市渡船事業所小倉分室における小倉航路の使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 3 月 2 5 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
関門汽船株式会社	北九州市門司区西海岸一丁目 4 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 9 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市渡船事業所における若戸航路の使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 3 月 2 5 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
関門汽船株式会社	北九州市門司区西海岸一丁目 4 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 9 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、帆柱公園駐車施設における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 3 月 2 5 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間	
名 称	住 所		
アマノマネ ジメントサ ービス株式 会社北九州 営業所	北九州市小倉南区 湯川二丁目 9 番 2 2 号	帆柱公園駐車 施設	令和 6 年 4 月 1 日か ら令和 7 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 97 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、桃園公園駐車施設における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 3 月 25 日

北九州市長 武内和久

受 託 者		委 託 期 間	
名 称	住 所		
株式会社ス ピナ	北九州市八幡東区 平野二丁目 11 番 1 号	桃園公園駐車 施設	令和 6 年 4 月 1 日か ら令和 7 年 3 月 31 日まで

北九州市公告第 196 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び北九州市市
税条例（昭和 38 年北九州市条例第 85 号）第 7 条の規定により、次のとおり
公示送達する。

令和 6 年 3 月 25 日

北九州市長 武 内 和 久

記

別紙に掲げる書類は、北九州市財政局税務部収税企画課に保管してあります
ので受領してください。

なお、公示をした日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があっ
たものとみなされます。

整理番号	書類の名称	住所（旧住所）	氏名
1-R2-1596	市税過誤納金等充当通知書	石川県金沢市間明町二丁目2番地2	杉本 浩
2-R5-320	市税過誤納金等充当通知書	北九州市小倉北区赤坂四丁目7番1-302号	栗山 英二
2-R5-1706	市税過誤納金等充当通知書	北九州市小倉北区赤坂四丁目7番1-302号	栗山 英二
2-R5-3148	市税過誤納金等充当通知書	北九州市小倉北区井堀四丁目8番19-503号	土田 勝利
6-R5-4460	市税過誤納金等充当通知書	北九州市八幡西区鷹の巣一丁目17番16号	平田 嘉代子
0-R2-2397	市税過誤納金等充当通知書	北九州市若松区深町一丁目7番11号	T R A N N H A T H U Y
0-R2-2398	市税過誤納金等充当通知書	北九州市若松区深町一丁目7番11号	L E V A N M A N H
0-R3-2547	市税過誤納金等充当通知書	フィリピン（北九州市小倉南区朽網東五丁目22番18号103）	B A R R E R A J O H N K E N N E T H D A D I V A S
0-R4-361	市税過誤納金等充当通知書	ベトナム（北九州市小倉北区中島一丁目2番6号ルミエールニシカワA号）	L E V I E T D U C

北九州市訓令第 1 号

庁中一般

北九州市高度情報化調整会議に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市高度情報化調整会議に関する規程を廃止する訓令

北九州市高度情報化調整会議に関する規程（昭和 5 6 年北九州市訓令第 2 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

（北九州市情報セキュリティに関する規程の一部改正）

3 北九州市情報セキュリティに関する規程（平成 1 8 年北九州市訓令第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条各号列記以外の部分中「北九州市高度情報化調整会議に関する規程（昭和 5 6 年北九州市訓令第 2 号）により設置する北九州市高度情報化調整会議において調整し」を「市長が別に定めるところにより、審査を受け、及び承認を得」に改める。

北九州市上下水道局告示第4号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市門司区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月25日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和6年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市門司区吉志四丁目の一部
〃 〃 白野江二丁目の一部
〃 〃 大里元町の一部
〃 〃 西海岸三丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市門司区吉志四丁目地内、白野江二丁目地内、大里元町地内及び西海岸三丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市門司区松原三丁目6番1号

北九州市新町浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第5号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月25日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和6年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市小倉南区上石田二丁目	の一部
〃	〃 上石田三丁目
〃	〃 下石田一丁目
〃	〃 津田南町
〃	〃 大字貫
〃	〃 上吉田四丁目

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市小倉南区上石田二丁目地内、上石田三丁目地内、下石田一丁目地内、津田南町地内、大字貫地内及び上吉田四丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96の3

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第6号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市小倉北区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月25日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和6年3月31日

- 2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市小倉北区熊谷五丁目の一部

- 3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市小倉北区熊谷五丁目地内の一部	分流式

- 4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96の3

北九州市日明浄化センター

北九州市上下水道局告示第7号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市若松区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月25日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和6年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市若松区大字蛸住の一部
〃 〃 南二島四丁目の一部
〃 〃 響町一丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市若松区大字蛸住地内、南二島四丁目地内、及び響町一丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市若松区大字安瀬64の15

北九州市北湊浄化センター

北九州市上下水道局告示第8号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市八幡西区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月25日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和6年3月31日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市八幡西区香月西一丁目の一部	
〃	〃 木屋瀬一丁目の一部
〃	〃 馬場山緑の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市八幡西香月西一丁目地内、木屋瀬一丁目地内及び馬場山緑地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町1番1号

北九州市皇后崎浄化センター